

豊橋市保育所等の災害時（風水害）における臨時休園基準

令和5年10月

1. 目的

台風、集中豪雨等の災害により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、豊橋市内の保育施設における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

2. 対象

豊橋市内の保育所、認定こども園（以下「保育所等」という。）

3. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

（1）警戒レベルに応じた基準

発令のタイミング 警戒レベル（避難情報）	開園前	開園後
警戒レベル5 （緊急安全確保）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル4 （避難指示）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

- ※ 上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所等に適用する。
- ※ 警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（警戒レベル相当）とは異なる。）に基づくものによる。
- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(2) 警報に応じた基準

発表のタイミング		開園前	開園後
警報の種類			
気 象 警 報	特別警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
	暴風（雪）警報	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
	その他の警報 <small>（大雨・洪水・大雪・波浪・高潮）</small>	開園	開園

- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定することがある。
- ※ 保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。
- ※ その他の警報（大雨警報等）については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。

(3) その他

- ・(1) 警戒レベルに基づく対応と(2) 警報に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。
- ・名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

【開園後の臨時休園について】

- ・保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引渡し後に臨時休園とする。
- ・保護者の速やかなお迎えが困難な場合は、あらかじめ指定した園内の最も安全な場所で保育を行うこととする。
- ・道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引渡しとする。

4. 保育所等の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、保育所等は速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。

なお、給食の提供については、各園の判断によることとする。

(1) 再開に当たり、確認すべき事項

- ・施設や施設周辺の被害状況
- ・ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供体制
- ・職員の勤務体制

5. 臨時休園時及び再開時の連絡方法等

(1) 臨時休園時

【市⇄保育所等】

- ・市は、臨時休園に該当する避難情報等が発令された場合や、基準では開園に該当するが、状況により臨時休園を決定した場合、保育所等へメールで連絡する。
- ・市は、保育所等に甚大な被害などが想定される場合、保育所等に状況報告を求めることがある。

【保育所等⇒保護者】

- ・保育所等は、臨時休園に該当する避難情報等が発令された場合や、基準では開園に該当するが、状況により臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。
- ・保育所等は、必要に応じて、施設の入りに臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(2) 再開時

【市⇄保育所等】

- ・市は、避難情報等が解除された場合、保育所等にメールで連絡する。
- ・保育所等は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4.(1)再開に当たり、確認すべき事項」を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。
- ・保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇒保護者】

- ・保育所等は、施設の再開が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。